

## 保健医療計画の更新方法について

### 1 課題

計画策定時から、時点の経過により、記載内容の変更等を必要とするケースが存在する。そこで①軽微な変更及び②適切な時宜での内容更新が必要な場合の手続方法を定めることとする。

### 2 現状

計画本文中に更新について県HPで公表する旨記載があるものについては、HPへの掲載により、病院からの申請に基づき、随時更新を行っている。

<県HPによる公表により対応しているもの>

区 分	更新頻度
5 疾病に対応する病院	病院から申請の都度
救急医療機関	毎年4月1日現在
周産期医療施設等	医療機関から報告の都度
へき地医療提供施設	随時
社会医療法人	認定の都度
既存病床数	半年ごと

その他本文中に記載のないものについては、計画改定時に変更している。

### 3 手続方法(案)

- (1) 既に、計画本文中に更新方法について県HPで公表する旨の記載がある更新については、引き続き県HPの更新により対応していく。
- (2) (1)以外の小児医療や災害拠点病院等の指定の追加、変更、廃止等や策定時に検討課題とされた事項に一定の結果が出た場合は、医療審議会会長及び保健医療計画部会長の了解を得た後、県HPで公表し、直近の医療審議会(保健医療計画部会)に報告する。

なお、記載事項について、計画策定の際、想定していなかった大幅な変更が必要となった場合には、策定時と同様の手続により医療審議会で審議に付する。